○財務省令第三十八号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日　財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　略］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権　略］ 沖縄振興開発金融公庫納付金債権 特定基地局開設料債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　略］ ［4～9　略］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　略］ 自動運行補助施設設置工事資金貸付金債権 成田国際空港整備事業資金貸付金債権 ［定期貸債権～諸貸付金債権　略］ ［11～15　略］ ［二～四　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　同上］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権　同上］ 沖縄振興開発金融公庫納付金債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　同上］ ［4～9　同上］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　同上］ 自動運行補助施設設置工事資金貸付金債権 ［定期貸債権～諸貸付金債権　同上］ ［11～15　同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条、第百十四条及び第百四十三条並びに特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第四条の規定に基づき、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日　財務大臣　麻生　太郎

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程の一部改正）

第一条　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。